

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公開番号】特開2012-176885(P2012-176885A)

【公開日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-037

【出願番号】特願2012-38785(P2012-38785)

【国際特許分類】

C 03 B 17/06 (2006.01)

C 03 B 18/20 (2006.01)

C 03 B 5/167 (2006.01)

【F I】

C 03 B 17/06

C 03 B 18/20

C 03 B 5/167

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラスシートを成形する装置であって、

内部容積を包囲するエンクロージャ；

前記エンクロージャ内に位置付けられている成形本体であって、該成形本体からガラスリボンが延伸され、該成形本体下端の底部に沿って結合する一対の合流成形面を備える成形本体；および

前記底部の下方に位置付けられている凝縮機器であって、前記エンクロージャの内壁表面から前記エンクロージャの内容積内へと延びている第1の細長い凝縮要素を含み、さらに、前記エンクロージャの内壁表面から前記エンクロージャの内容積内へと延びている第2の細長い凝縮要素を含み、前記第1の細長い凝縮要素が前記底部に平行でありかつ該底部を通過する鉛直平面の第1面上に沿って位置付けられ、前記第2の細長い凝縮要素は該鉛直平面の第2面上に沿って位置付けられる、凝縮機器；

を備え、

前記凝縮機器が、冷却流体の流れを受け入れるための通路を備え、前記第1および第2の細長い凝縮要素のいずれもが前記ガラスリボンの主表面に隣接しない、ことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記第1の細長い凝縮要素および前記第2の細長い凝縮要素のそれぞれが、湾曲した長手軸を含むものであることを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記第1の細長い凝縮要素および前記第2の細長い凝縮要素が、コイル状であることを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項4】

前記凝縮機器が、前記鉛直平面の前記第1面上に沿って位置付けられる複数の細長い凝縮要素、および前記鉛直平面の前記第2面上に沿って位置付けられる複数の細長い凝縮要素を

含むことを特徴とする請求項 1 記載の装置。

【請求項 5】

前記エンクロージャの内壁表面から最も遠い前記第 1 および第 2 の凝縮要素の先端と前記ガラスリボンのエッジとの間の距離が、少なくとも 5 cm となるように、前記第 1 および第 2 の凝縮要素が構成されることを特徴とする請求項 1 記載の装置。

【請求項 6】

前記第 1 および / または第 2 の凝縮要素の表面積が、少なくとも 100 cm² であることを特徴とする請求項 1 記載の装置。

【請求項 7】

前記第 1 および / または第 2 の凝縮要素の表面積が、少なくとも 480 cm² であることを特徴とする請求項 1 記載の装置。

【請求項 8】

前記第 1 および / または第 2 の凝縮要素が、前記エンクロージャの前記内壁表面から少なくとも 12 cm 延びることを特徴とする請求項 1 記載の装置。

【請求項 9】

前記第 1 および第 2 の凝縮要素が、溶接部なしで形成される管を含むことを特徴とする請求項 1 記載の装置。

【請求項 10】

前記第 1 および第 2 の細長い凝縮要素が、その上に位置付けられた断熱材を含むことを特徴とする請求項 1 記載の装置。

【請求項 11】

前記第 1 および第 2 の細長い凝縮要素の少なくとも一部が、前記エンクロージャの外側へ延在することを特徴とする請求項 1 記載の装置。